（別紙１）

確　約　書(施術管理者研修)

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の申出を行った日から１年以内に、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和２年３月４日保発 0304 第１号）による施術管理者研修の課程を修了し、「施術管理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。

なお、「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。

令和　　年　　月　　日

近　畿　厚　生　局　長

殿

知　事

氏　　名

住　　所　〒　　－

（受領委任の取扱いを行う施術所）

名　称

〒　　－　　TEL.　　－　　－

住　所